

関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される 加算税の見直しが行われました



輸入者、通関業者の皆様へ

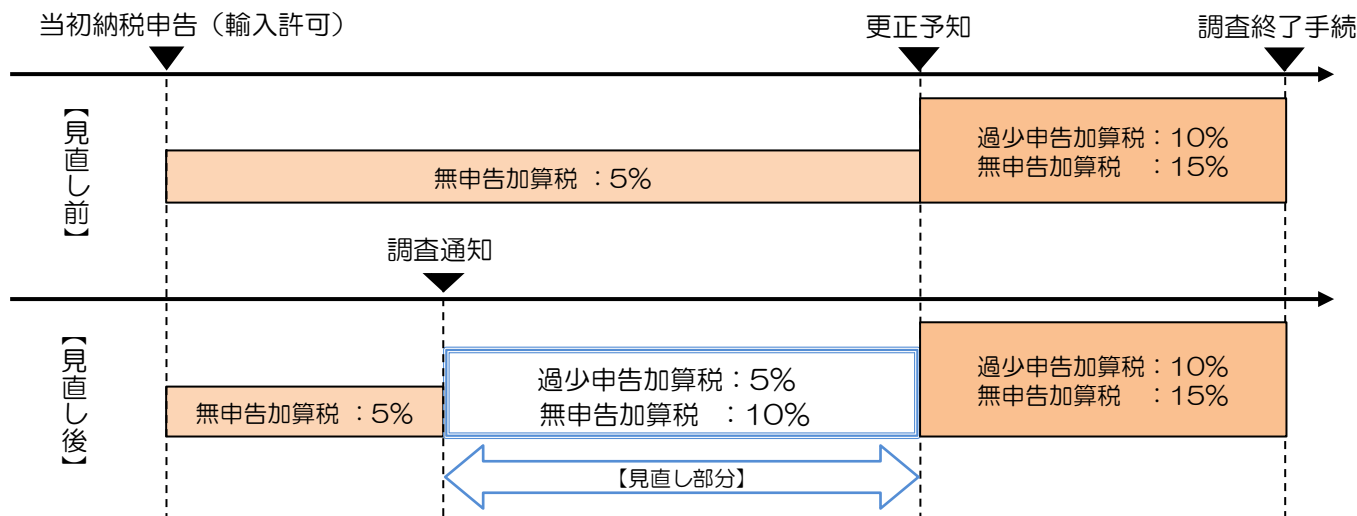
平成28年10月
関税局・税関
(令和6年1月更新)

平成28年度関税改正及び平成28年度税制改正により、平成29年1月1日以降に法定納期限が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される加算税について、次のとおり見直しが行われました。

1. 調査通知日の翌日以後に修正申告等を行った場合の過少申告加算税等

当初納税申告の適正化と自主的な修正申告の履行を高める観点から、税関からの調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告等が行われた場合は、5%の過少申告加算税又は10%の無申告加算税が課されることとなります。

修正申告等により課されることとなる過少申告加算税等の税率



2. 無申告加算税及び重加算税の加算措置

意図的に無申告又は隠蔽・仮装を繰り返す悪質な行為を防止し、適正な納税申告の履行を確保する観点から、同一の税目について過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがある輸入者（納税義務者）に課される無申告加算税及び重加算税については、10%の割合が加算されることとなります。

(※) 令和6年1月から、上記のほか、3年連続の無申告行為に対して課される無申告加算税及び無申告重加算税についても、10%の割合が加算されることとなります。

同一の税目について過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがある輸入者（納税義務者）に課される無申告加算税及び重加算税の税率

【見直し前】		【見直し後】
無申告加算税	⇒ 15%	無申告加算税 ⇒ 15% ± 10%
重加算税（過少申告）	⇒ 35%	重加算税（過少申告） ⇒ 35% ± 10%
重加算税（無申告）	⇒ 40%	重加算税（無申告） ⇒ 40% ± 10%

(注1) 修正申告等が行われた場合、その内容等を確認するために、輸入事後調査部門の担当者から輸入者又は通関業者の担当者に連絡することがあります。

(注2) 過少申告加算税の額については、修正申告等に基づき納付すべき関税等の額が当初申告に係る税額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する額について5%の過少申告加算税が加算されます。

また、無申告加算税の額については、期限後特例申告等に基づき納付すべき関税等の額が50万円又は300万円を超えるときは、その超える部分に相当する額についてそれぞれ20%又は30% (※) の無申告加算税が課されます (※ 納税義務者に帰責事由がない場合を除きます)。

Q1 今回の加算税の見直しにより、平成28年12月31日以前に法定納期限が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の税率に変更はありますか。

A1 平成28年12月31日以前に法定納期限※が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等については、加算税の見直し前の税率により過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税が課されることとなります。

※ 法定納期限とは、関税法第12条第9項に規定する輸入の許可の日、納期限延長制度の利用により延長された期限等です。

Q2 税関からの調査通知はどのような方法で行われますか。

A2 調査通知は、税関の輸入事後調査部門から輸入者（納税義務者）に対して、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間及び調査を行う旨を電話等により通知して行います。

Q3 調査通知の翌日以後、更正予知前に当初申告に係る修正申告を行った場合、その調査通知を受けた輸入者（納税義務者）に係るすべての関税及び輸入品に対する内国消費税等について、5%の過少申告加算税が課されますか。

A3 今回の加算税の見直しにより、調査通知日の翌日以後、更正予知前に当初申告に係る修正申告を行った場合に5%の過少申告加算税が課されることとなるのは、次の①及び②の両方に該当する関税及び輸入品に対する内国消費税等です。

① 輸入の許可の日が、調査通知に基づく調査の対象期間であるもの

② 上記①のうち、税関からの調査終了通知又は税関による調査結果の説明に基づく修正申告等が行われていないもの

Q4 調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告を行った場合に課される5%の過少申告加算税については、調査通知日以前に税関に対して当初申告に係る修正申告に関する相談又は修正申告入力控の提出を行っていた場合も、課されますか。

A4 今回の加算税の見直しにより、調査通知後、更正予知前に当初申告に係る修正申告が行われた場合は、5%の過少申告加算税が課されることとなります。

このため、調査通知日以前に税関に当初申告に係る修正申告に関する相談又は修正申告入力控の提出を行っていた場合であっても、調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告を行ったときは、5%の過少申告加算税が課されることとなります。

<連絡先>

税関	業務部		調査部	
函館税関	統括審査官部門（総括部門担当）	0138-40-4381	特別関税調査官	0138-40-4272
東京税関	通関総括第1部門	03-3599-6337	特別関税調査官（調査第1担当）	03-3599-6387
横浜税関	通関総括第1部門	045-212-6150	特別関税調査官（第1担当）	045-212-6146
名古屋税関	通関総括第1部門	052-654-4085	特別関税調査官（調査第1担当）	052-654-4186
大阪税関	通関総括第1部門	06-6576-3313	特別関税調査官（調査第1担当）	06-6576-3338
神戸税関	通関総括第1部門	078-333-3086	特別関税調査官（調査第1担当）	078-333-3111
門司税関	通関総括第1部門	050-3530-8367	特別関税調査官	050-3530-8382
長崎税関	統括審査官部門（総括部門担当）	095-828-0126	特別関税調査官	095-828-8709
沖縄地区税関	通関総括第1部門	098-862-9291	統括調査官（調査第1部門）	098-862-8668

※ 今回の加算税の見直しにつきまして、不明な点等がございましたら各税関の担当までお問い合わせください。